



## 子どもの権利が守られる社会づくりのための施策展開

- 子どもの権利が守られ、全ての子どもが心身ともに健やかに安心して成長することができる社会の実現を図る。

【提案・要望先】 こども家庭庁

### 1. 提案・要望内容

#### (1)子どもの権利が守られる社会づくりに向けた支援

- 子どもの権利が守られる社会づくりに向けた気運醸成
- 子どもの権利を守る仕組みづくりのための財政的支援

### 2. 提案・要望の理由

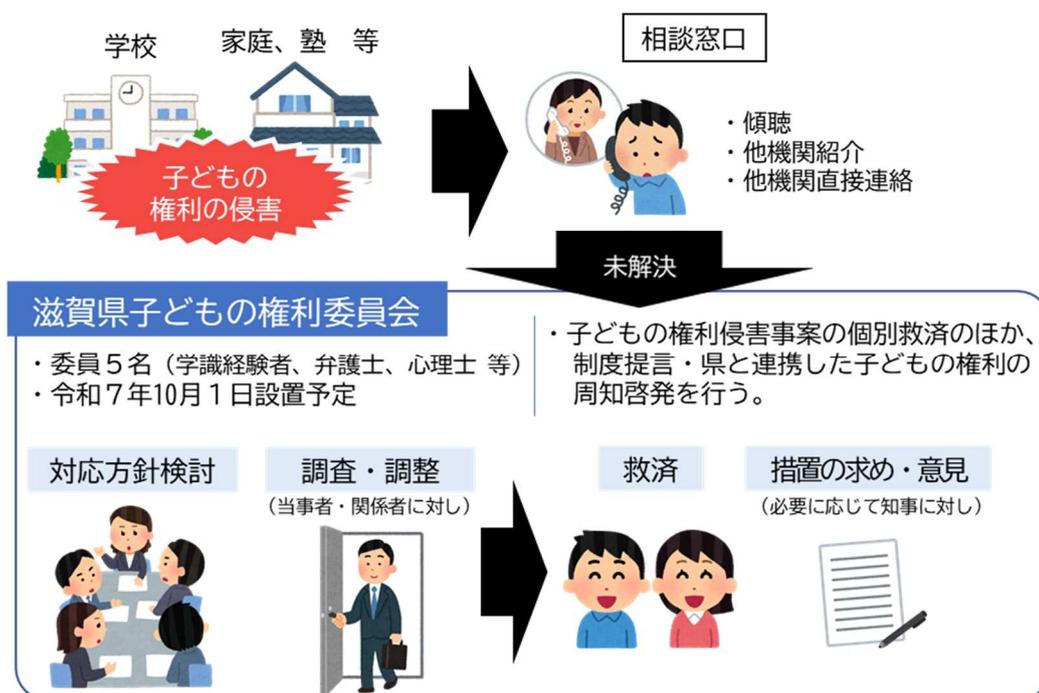
#### (1) 子どもの権利が守られる社会づくりに向けた支援

- 子どもの権利が守られる社会づくりに向けて、子どもと大人には、子どもの権利について学び、考え、行動することが求められている。子どもの意見表明権や子どもの最善の利益の考慮など、社会全体で子どもの権利に対する正しい理解をもち、意識の改革を進める取組の着実な実施が必要。
- 本県が令和5年度に実施した県民意識調査でも、「子どもの権利」の普及啓発にかかる施策の必要性は高いという結果となっており、特に保護者への普及啓発については91.5%が力を入れる必要があると回答している。
- また、子どもは、大人に比べて相対的に弱い立場となりやすいことから、様々な権利侵害を受けやすい状況に置かれており、子どもの権利の保護・促進のための独立機関の設置が求められている。
- 子どもの権利が守られているかをモニターし、調査や勧告する権限を持つ機関の設置など、子どもの権利を守る仕組みづくりに係る地方の施策への財政的支援が必要。

## (本県の取組状況と課題)

### (1) 子どもの権利が守られる社会づくりに向けた支援

- 本県では、当事者である子どもの権利や意見をより重視する「子どものために、子どもとともにつくる県政」の実現に向けて、令和7年3月に「滋賀県子ども基本条例」を制定したところ。
- 子どもの権利および条例の周知啓発にあたっては、県内7地域でワークショップを開催し、子どもの意見を取り入れながらパンフレットを制作する。
- また、条例に基づき、子どもを権利侵害から守る個別救済や子どもの権利侵害に関する制度提案、また、県と連携して子どもの権利等に関する周知啓発を行う「滋賀県子どもの権利委員会」を令和7年10月に設置する。



担当：子ども若者部 子ども若者政策・私学振興課  
企画調整係 TEL 077-528-3565

# 幼児教育・保育の充実

- 保育人材の確保および職場環境のさらなる改善により、保育の質の向上を図る

【提案・要望先】 こども家庭庁

## 1. 提案・要望内容

### (1) 保育士等の職員配置基準の改善

- 保育士等の負担軽減と質の向上を図るための職員配置基準の改善（1歳児の職員配置基準の基準化）と安定的な財政措置

### (2) 保育士等の更なる、確実な処遇改善の推進

- 質の高い保育を支える人材確保、職場定着を図るための更なる処遇改善の実施
- 給与への反映を確実なものとするための指導監督権限および基準の明確化

## 2. 提案・要望の理由

### (1) 保育士等の職員配置基準の改善

- 待機児童の解消のほか、こども誰でも通園制度等、すべての子育て家庭を対象に保育が拡大し、保育の重要性が増すなか、より一層保育人材確保が急務。
- こども未来戦略（加速化プラン）に基づき、令和7年度から1歳児の職員配置について6対1から5対1へと改善するため、公定価格上の加算措置が設けられたが、加算取得には要件が課せられており、職員配置基準自体も見直しされていない状況。
- 保育士等の負担軽減と質の向上を図るため、職員配置基準の改善は、加算ではなく、基準として定めることが必要。
- 3歳以上児の加算措置も含め、最低基準として配置する職員の財政措置については、加算ではなく、基本分単価により所要の経費を安定的に措置することが必要。

### (2) 保育士等の更なる処遇改善の推進

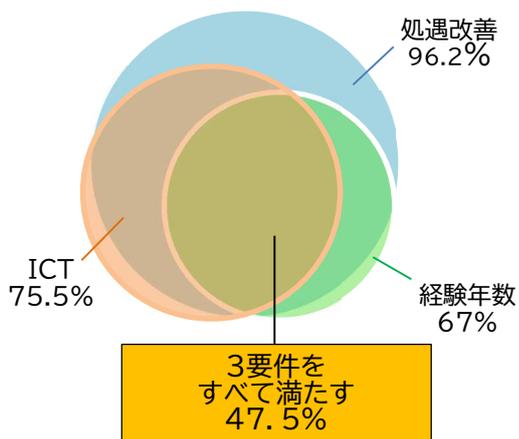
- 保育士等が仕事に誇りを持って定着できるよう、その専門性や特殊性を勘案し、一層の処遇改善が必要。
- 過去最大規模となる保育士等の処遇改善（公定価格の人件費相当分+10.7%）が実施されたが、民間企業において更なる賃上げの動きが旺盛ななかで、全産業平均との乖離の状況を引き続き注視しながら、更なる処遇改善が必要。
- 併せて、増額された予算額が保育士等の給与に確実に反映されることを担保するため、事務連絡だけではなく、強制力をもって指導監督できる権限や基準が必要。

## (本県の取組状況と課題)

### (1) 保育士等の職員配置基準の改善

- 1・2歳児の保育士配置が5:1となるよう加配に要する経費を民間保育所等に補助
- 令和7年度から1歳児配置改善加算の創設に伴い、加算取得の要件を満たさない施設や2歳児の加配に要する経費として補助要件を見直す予定。

#### 【1歳児配置改善加算の取得要件の充足見込み、要件設定による影響について】



○本県では、1歳児配置改善加算の加算取得の3要件をすべて満たせる施設は、約5割(47.5%)にとどまる。

○「職員の平均経験年数10年以上」の要件充足が困難。

・新設園では、若手職員が多い傾向にあり平均経験年数が10年に満たない。

・小規模園では少数の職員の入れ替わりで平均勤続年数が変動するため、加算の取得可否が安定しない。

○ 国では「保育政策の新たな方向性」を踏まえ、量の拡大から質の確保へと保育政策の転換を図ることとされたが、本県では、保育士不足が深刻ななか、待機児童も多く発生しており、引き続き「量の拡大」にも取り組んでいく必要がある。

○ 意欲のある若手の保育士等を育成し、保育の質を高める取組も重要であり、経験年数10年という一律の基準で、保育の質を図ることは困難と考える。

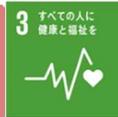
### (2) 保育士等の更なる処遇改善の推進

○ 本県では、待機児童の急増を受け、潜在保育士の就業・再就職支援の強化や、保育の仕事の魅力発信、養成施設との連携強化、地域限定保育士試験の実施準備等あらゆる手立てを講じ、保育人材確保の取組を進めているところ。

○ 過去最大規模の処遇改善が実施されたが、民間企業の賃上げの動きが旺盛ななかで、全産業平均との乖離の拡大を懸念しており、人材確保策を実効的なものとするためにも、民間企業を上回るスピード感や規模感をもって、更なる処遇改善を進めることが必要と考える。

○ 併せて、増額された予算が確実に保育士等に行き届くよう、県としても市町や施設に対して強く求めているが、拠りどころが事務連絡だけでは効果が限定的である。人件費への充当を確実に担保できるよう、より強制力をもって指導監督できるような法的権限や、仮に不適切とする場合の判断基準等の設定が必要と考えているところ。

担当：子ども若者部子育て支援課保育係  
TEL 077-528-3557



## 全国一律の子どもの医療費助成制度の創設

- 子育て世帯の経済的負担の軽減により、子どもの保健の向上と子どもを産み育てやすい社会の実現を図る。

【提案・要望先】こども家庭庁

### 1. 提案・要望内容

#### 国による全国一律の子どもの福祉医療費助成制度の創設

- 全ての子どもが、全国のどこに住んでも安心して必要な医療が受けられるよう、子どもの医療費に関する全国一律の福祉医療費助成制度を創設

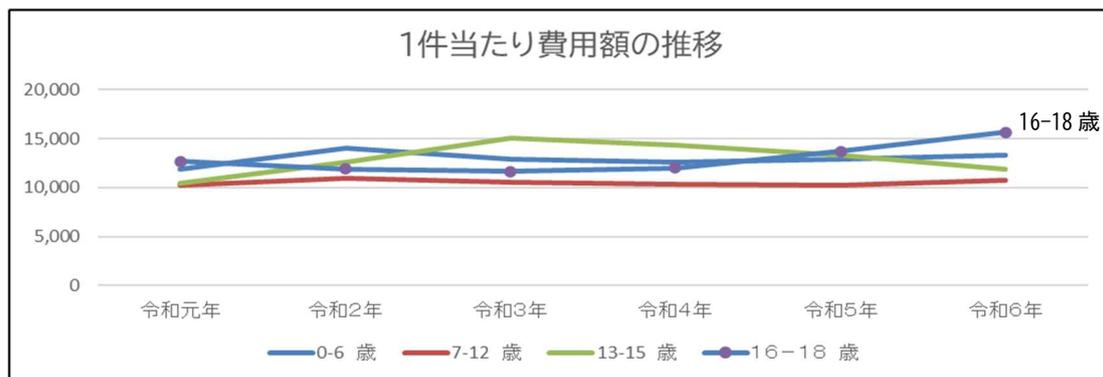
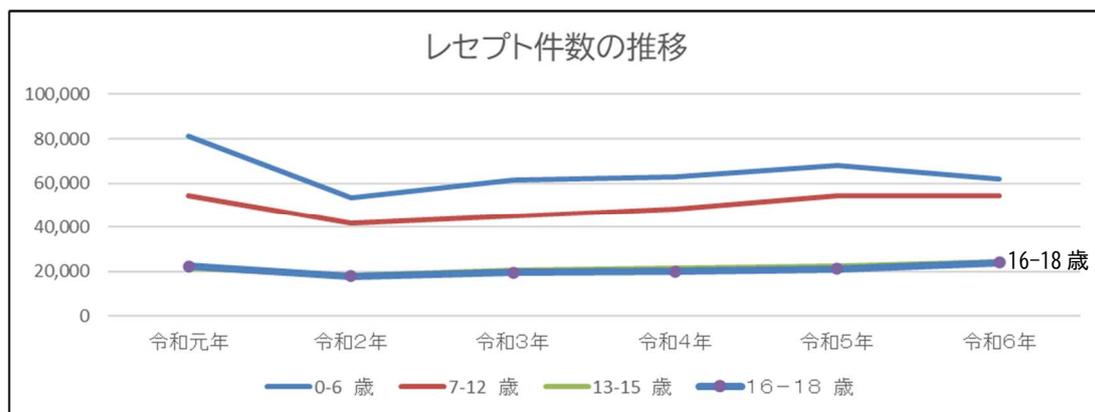
### 2. 提案・要望の理由

- 子どもの医療費助成は、子育て世代の保護者からの要望が多く、また、次世代育成支援の一環として重要な制度であり、実施主体の県内市町は制度の創設を要望。
- 高校生世代以下にかかる国民健康保険国庫負担の減額調整措置は令和6年4月1日から廃止されることになったが、全国一律の子どもの医療費助成制度の創設については措置されず。
- 国を挙げて、子どもを産み育てやすい社会の実現に向けて取り組む中、子どもの医療費助成は、子育て世帯の経済的負担を軽減することによって、子どもが医療機関を受診しやすくする環境を築くための重要な施策であり、本来は国の責任で行われるべきこと。
- 同じ医療を受けても所得や地域等によって自己負担に差があるため、全国の全ての子どもがどこに住んでいても安心して必要な医療を受けられるという観点から、全国一律の負担軽減措置が必要。
- また、医療費自己負担分に対する地方単独公費助成において、国では、マイナンバーカードを活用した現物給付化の方針が示されているところであり、今後、効率的なシステム化を図る上でも国で統一した医療費助成制度の創設を検討すること。

## (本県の取組状況と課題)

- 県では平成 28 年4月から、乳幼児福祉医療費助成制度に係る所得制限および自己負担の撤廃による完全無料化を実施。
- 市町では独自事業として、小学校入学以降の児童・生徒に対する助成制度を拡充してきたが、財政事情や政策的な要素等から、対象年齢、自己負担金等の制度内容が異なる状況が発生。
- 令和6年4月から、県が高校生世代を助成することで、市町との連携した取組により、県内のどこに住んでいても0歳から 18 歳まで医療サービスを受けられる仕組みを構築したが、多額の財政負担が課題。

※滋賀県国民健康保険における医療費等の動向(各年4月から11月診療で比較)



○こども医療費助成の医療費に与える影響は、滋賀県国民健康保険におけるレセプト件数においては、高校生まで医療費助成を拡大したことにより大幅に増加したことは見受けられないが、分析には一定限界があるため、国において更なる調査をお願いしたい。

○なお、本県においては、市町とともに子どもの適正医療の周知啓発を行い、医療費の適正化を図っているところ。

担当：子ども若者部子育て支援課子育て支援係  
TEL 077-528-3552

# こどもの貧困の解消に向けた取組の強化

- こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律（こどもの貧困解消法）を踏まえ、こどもの貧困の解消に向けた総合的な対策を講じる。

【提案・要望先】 こども家庭庁

## 1. 提案・要望内容

### (1) 保護者に対する経済支援の充実

- 児童扶養手当について、保護者の自立や就労意欲を低下させないための更なる増額や所得制限限度額の引上げが必要

### (2) こどもの貧困解消に向けた支援の充実

- 自然・文化・社会交流などの体験活動や地域活動の体験機会の確保を目的とした取組に対する財政支援の拡充

## 2. 提案・要望の理由

### (1) 保護者に対する経済支援の充実

- 子どもの貧困解消のためには保護者の貧困解消が不可欠であり、本県が令和5年に行ったひとり親家庭等生活実態調査では、児童扶養手当の認定基準となる所得制限額が低いために「自立するためにはまだまだ苦しいのに、働けば働くほど手当が受けられなくなる」といった声も複数寄せられた。
- ひとり親世帯は、一般家庭に比べて、育児の負担や経済的負担が大きく、特に支援が必要とされていることから、児童扶養手当の更なる増額や所得制限限度額の引上げが必要。

### (2) こどもの貧困解消に向けた支援の充実

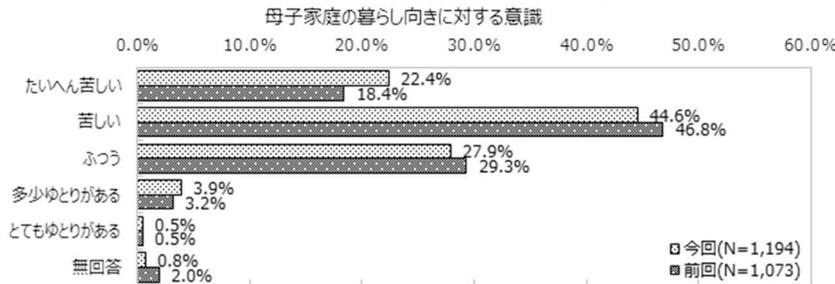
- こどもの貧困解消法では、保護者に対する経済的支援や就労支援に加え、子どもたちに対する様々な体験機会の保障を通じて未来に向けての可能性を広げることも重要な視点として掲げられている。
- こうした法改正の趣旨を踏まえ、学習機会や遊び体験、居場所づくり支援にとどまらず、子ども成長、社会性や自己肯定感の形成に必要な自然・文化・社会交流などの体験活動や地域活動など、「体験機会の確保」を目的とした取組が各自治体において活発に取り組まれるよう、必要な人員体制や引率等に要する経費についても補助対象に追加されたい。

## (本県の取組状況と課題)

### (1) 保護者に対する経済支援の充実

#### 【本県の取組状況と課題】

- 今年度、本県では、養育費確保に向けた取組（養育費専門相談員の配置 等）やひとり親家庭における物価高騰対策支援事業（児童扶養手当受給世帯の子どもに対する食糧支援）を実施しているところ。
- 一方で、令和5年度に実施した実態調査によると、特に母子家庭の暮らし向きに対する意識について「苦しい」が44.6%と最も多く、「大変苦しい」についても前回調査（平成30年）より上昇している状況。また、児童扶養手当制度については、更なる拡充のほか、弾力的な運用を求める声が多数寄せられている。



（令和5年度滋賀県ひとり親家庭等生活実態調査より）

（自由記述）  
回答者の声

働く時間が増えると収入が増え、手当の対象から外れてしまう。

正社員・自営業で頑張ると支援がなくなるのはおかしい。

児童扶養手当の所得制限が低すぎるため、もらえない年がある。

### (2) こどもの貧困解消に向けた支援の充実

#### 【本県の取組状況と課題】

- 県と市町が連携して、各省庁の様々な制度を活用しながら「子どもの居場所づくり」に関する事業を実施中。
- ただし、生活習慣の取得や学習支援を参集型で行うものが大半であるため、校外の社会体験活動等を支援対象としたメニューの更なる充実が必要。

【参考】「ヤングケアラー支援体制構築事業」を活用した体験活動（R4年度～滋賀県実施）↓



森林でのアスレチック体験



琵琶湖でのカヌー体験

#### 子どもの居場所づくり関連事業の取組状況(R6.4.1 現在)

事業名(国事業名)	所管省庁	対象	事業概要	負担割合	実施市町数
①学習・生活支援事業	厚生労働省	生活困窮世帯の子(生活保護世帯含む)	生活習慣・育環境の改善に関する助言、進路選択等の情報提供	(国1/2,市1/2) または (国1/2,県1/2)	13市 2町
②児童育成支援拠点事業	子ども家庭庁	養育環境等に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童	生活習慣の形成や学習サポート、食事の提供等	国1/3 県1/3 市町1/3	1市
③地域こどもの生活支援強化事業	子ども家庭庁	多様かつ複合的な困難を抱える子ども	地域にある様々な場所の活用による食事の提供等	(国2/3,市町1/3) または (国2/3,県1/3)	2市
④こどもの生活・学習支援事業	子ども家庭庁	ひとり親家庭等の子(低所得世帯も対象)	生活習慣の習得支援、学習支援や食事の提供等	国1/2 県1/4 市町1/4	6市
⑤こどもの居場所づくり支援体制強化事業	子ども家庭庁	多様かつ複合的な困難を抱える子ども	居場所づくりの前提となる実態調査の実施、居場所の立ち上げに対する支援の実施	国1/2 市町1/2	2市
⑥ヤングケアラー支援体制構築事業	子ども家庭庁	概ね30歳未満のヤングケアラーまたはその家庭に属する者	コーディネーターの配置、ピアサポート・オンラインサロンによる相談	(国2/3,市町1/3) または (国2/3,県1/3)	1市 滋賀県
⑦地域における学びを通じたステップアップ支援促進事業	文部科学省	高校中退者等およびその保護者	進学や就労に資するための学習相談・学習支援の機会の提供	(国1/3,県1/3,市町1/3) または (国1/3,県2/3)	滋賀県
⑧地域と学校の連携協働体制構築事業	文部科学省	小中学生(課題の有無は問わない)	放課後・休日における学習支援のための居場所の提供等	(国1/3,県1/3,市町1/3) または (国1/3,県2/3)	12市 2町

担当：子ども若者部 子どもの育ち学び支援課 TEL 077-528-3450  
子ども家庭支援課 家庭支援係 TEL 077-528-3554



## 困難な状況にある子ども・若者への支援の充実

- 社会的養護のもとで暮らす子どもや、各種制度の狭間におかれ、必要な支援が届かない非行少年など、困難な状況にある子ども・若者への支援の充実を図る。

【提案・要望先】 こども家庭庁、文部科学省、警察庁

### 1. 提案・要望内容

#### (1) 社会的養護のもとで暮らす子どもへの学習等支援の拡充

- 小学生の学習塾や文化・スポーツ等の学校外での学習・体験活動への措置費の更なる充実

#### (2) 非行少年等の立ち直り支援活動の充実

- 更生保護や社会的養護等の制度の狭間にある子ども・若者への立ち直り支援を行う活動に対する全国一律の仕組みの構築および予算の拡充

### 2. 提案・要望の理由

#### (1) 社会的養護のもとで暮らす子どもへの学習等支援の拡充

- 社会的養護のもとで暮らす子どもたちは、被虐待経験等により、コミュニケーション力が乏しかったり、基本的な学習能力・習慣を身に付けていないことが多く、このことが施設等退所後の対人関係や社会的自立を困難にする一因となっている。
- 民間の調査では、一般世帯の小学生の約8割が学習塾や文化・スポーツ等の活動に通っており、「児童養護施設運営指針」でもこうした活動について、子どもの希望を尊重し、可能な限り参加を認めるよう示されているものの、措置費など財政的な支援が整っていない状況。
- 令和6年度から国において新たに小学生から高校生までの教育費等を増額し、学用品のほか、スマホ代や習い事にも充てられるよう制度改正が図られたが、小学生においては、学習塾等利用に特化した措置費がないことから、中高生と同様の対応が必要。

#### (2) 非行少年等の立ち直り支援活動の充実

- 非行少年であっても、更生保護制度上の保護観察が付かない者、社会的養護における要保護対象とならない者などは、必要な支援が行き届かない「各種制度の狭間」におかれる。
- 現在、非行少年等の立ち直り支援に関する国の制度がなく、各自治体においては独自に立ち直り支援や広報啓発、補導活動などに取り組まれている状況であることから、全国一律の仕組みの構築が必要。
- また、本県では令和7年度より国庫補助<sup>\*</sup>を活用して、これら取組を実施する予定であるが、予算が十分でないため、国において更なる財源確保が必要。

<sup>\*</sup> 地域における学びを通じたステップアップ支援促進事業(文部科学省)【令和7年度予算額：9,000千円】

## (本県の取組状況と課題)

### (1) 社会的養護のもとで暮らす子どもへの学習等支援の拡充

#### 【取組状況】

- 令和5年度より県単独事業として、社会的養護のもとで暮らす子どもを対象に、学習塾や文化・スポーツ等学校外での学習・体験活動に関する支援を実施。

支援額：一人あたり 5千円/月（令和7年度予算額：1,740千円）  
 対象：社会的養護のもとで暮らす小学4～6年生  
 利用実績：26名（令和6年度）

#### 【課題】

- 民間企業の調査によると、学校外での学習・体験活動に係る費用は、小学校高学年では平均15,000円/月となっており、国における5,000円の単価増では学習等のニーズを満たせない。
- また、令和6年度に増額された単価は、学用品やスマホ代にも使用されることから、更なる単価増のみならず、学習塾等利用に特化した措置費が必要。

中高生と同様の対応が必要

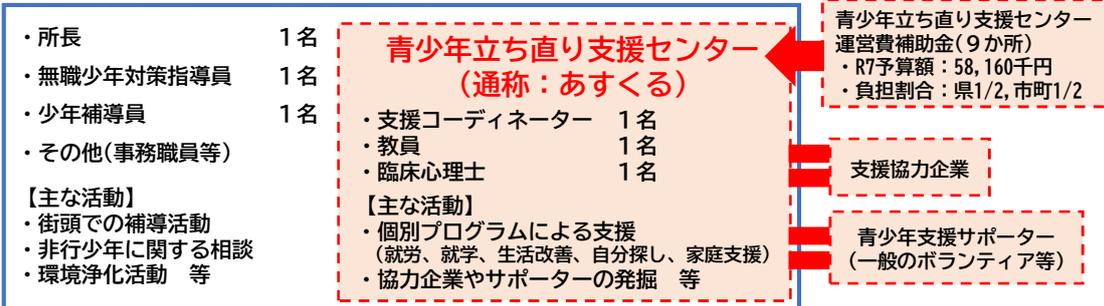
	学用品費	学習塾費	部活動費（高校生は学用品費等を含んだ単価）
小学生	2,210円 (R5) → <b>7,210円 (R6)</b>	なし	なし
中学生	4,380円 (R5) → <b>9,380円 (R6)</b>	実費相当額	実費相当額
高校生		上限 20,000 ～25,000円	上限 23,330円(公立)/34,540円(私立) (R5) → <b>28,330円(公立)/39,540円(私立) (R6)</b>

### (2) 非行少年等の立ち直り支援活動の充実

#### 【取組状況】

- 本県では、市町が設置する青少年補導センターに、立ち直り支援機能を付加したセンターを「青少年立ち直り支援センター(通称：あすくる)」と称し、これに取り組む市町に対して平成16年度より財政支援等を行っている。

#### 青少年補導センター(市町が設置)



#### 【課題】

- 非行少年の立ち直りに関する支援は市町等が独自に実施されているが、財政的な制約がある中、きめ細かな支援が行き届かない状況。
- また、近年の刑法犯少年や不登校の状態にある子どもが増加傾向にあり、各種制度の狭間にある少年の立ち直り支援の充実が必要。

担当：子ども若者部 子ども家庭支援課 虐待・非行防止対策係  
 TEL 077-528-3551

## 医療的ケア児等に対する支援の推進

- 住み慣れた地域で暮らし続けられるよう、医療的ケア児とその家族を支える体制づくりを進める

【提案・要望先】厚生労働省

### 1. 提案・要望内容

#### 医療的ケア児等対応事業所の開設促進

- 医療機関での取組が進むよう医療型短期入所の報酬額の増額を図ること
- ナーシングホーム※<sup>1</sup>等の空床活用ができるよう指定短期入所の基準緩和を図ること

※1：医療的ケアを行うための看護師が24時間365日常駐するとともに、入居者に対し日常的な介護サービスの提供を行う有料老人ホーム

### 2. 提案・要望の理由

#### 医療的ケア児等対応事業所の開設促進

- 医療型短期入所の報酬と医療機関が入院として受け入れた場合の報酬に格差が生じているため、医療型短期入所の開設が進まない。  
(参考：入院診療報酬4.2万円/日 医療型短期入所報酬 3.2万円/日)
- 障害福祉分野以外で共生型短期入所の事業を行うことができるのは介護保険サービスの短期入所と指定小規模多機能型居宅介護※<sup>2</sup>事業者のみであり、医療的ケアが可能な地域資源を十分に活用できていない。

※2：通い、訪問、宿泊を組み合わせながら、入浴、排せつ、食事などの介護サービスを提供する。

## (本県の取組状況と課題)

### 医療的ケア児等対応事業所の開設促進

- 県内における医療型短期入所施設は、令和3年度以前は、びわこ学園(草津 15 床・野洲 13 床)、紫香楽病院(3床)のみであり、地域偏在(県南部に偏り)があるため、送迎にかかる県北部の保護者の負担が大きい。
- 令和5年度医ケア実態調査(概要)
  - ①対象者:県内に在住し、在宅で生活する医療的ケア児者または重症心身障害児者
  - ②調査期間:令和5年9月下旬～令和6年3月 31 日
  - ③回答数:418件
  - ④医療的ケアまたは重症心身障害のある人数:361人
  - ⑤レスパイトのニーズ:293 人(81.2%:⑤/④)

利用している		202 人
利用していない	希望するが利用できず	91 人
	利用を検討している	
	(理由について)回答無し	
	利用を考えていない	68 人

- 医療的ケア児者対応事業所開設促進事業(令和4年度～)

県内の医療的ケア児者に対応できる医療型短期入所事業所や重症心身障害児通所支援事業所の増設のため、新規法人に対する事業提案や医療的ケアの講習会等を実施し、開設までのアフターフォローを実施。
- 医療型短期入所受入促進モデル事業(令和6年度～)

県北部をモデル圏域として、病院等が医療型短期入所として、医療的ケア児等を受け入れた場合に体制整備に必要な経費の一部を補助する。(1人1日/10,000 円)

また、医療的ケア児等の受入先の裾野を広げていくため、医療型特定短期入所<sup>※3</sup>における入浴支援や医療的ケアの対応が可能な福祉型短期入所に対しても体制整備に必要な経費の一部を補助する。(入浴支援:1人1日/5,000 円、福祉型:1人1日/10,000 円)

※3:宿泊を伴わない短期入所サービス

➤ 令和4年度以降に増加した医療型短期入所:5か所(うち日中支援のみ:2か所)[R7.1月末時点]

(うち、令和6年度に新規指定)

➤ 介護老人保健施設野洲すみれ苑 (R6.4/1) 担当:健康医療福祉部障害福祉課企画・指導係  
TEL:077-528-3544  
マキノ病院 (R6.6/1)【県北部】 担当:病院事業庁経営管理課経営改革推進室  
今津病院 (R6.10/1)【県北部】 TEL:077-582-5106

# 夢と生きる力を育む教育環境の整備



- 質の高い教育と様々な課題を抱える子どもたちへの対応を充実させるため、教員が心と時間にゆとりをもって子どもに関わることができる教育環境を整える。
- 教員不足が大きな課題となる中で、より優秀な人材を教員として確保するため、教職員が笑顔で働ける職場環境を実現する。

【提案・要望先】文部科学省

## 1. 提案・要望内容

### (1) 優秀な人材の確保

- ① 教職員が安心して休暇・休業等の制度を利用できる職場体制を実現するための定数改善
- ② 副校長・教頭マネジメント支援員の配置拡充

### (2) 新しい時代の学びの環境整備

- ③ 少人数学級編制拡充のための定数改善（高等学校における35人学級編制の実現）
- ④ 小学校における教科担任制を一層推進するための専科教員の配置拡充

## 2. 提案・要望の理由

- ① 通常国会で給特法が改正され、新たに義務付けられた「業務量管理・健康確保措置実施計画」においては、教員の時間外在校等時間の目標を設定し、達成することが求められる。しかしながら、これまで本県においても平成30年度から「働き方改革取組計画」を策定し、教員の時間外在校等時間の縮減に努めてきたが、減少こそすれ、依然高い水準で推移している。こうした状況を打破するには定数改善が必要不可欠である。
- ② 働き方改革の推進に向け、校務運営の要であり、かつ、職階別で最も平均時間外在校等時間の高い副校長・教頭の負担を軽減し、マネジメントに注力できるようマネジメント支援員の配置をさらに拡充することが必要である。
- ③ 令和の日本型教育の中で示された個別最適な学びや協働的な学びの実現のためには学級集団の規模縮小が必要である。小学校においては、令和7年度に全学年35人学級となり、中学校においても令和8年度から35人学級に向けた定数改善が行われることとなったものの、高等学校においても同様の取組が必要である。また、本県で取り組んでいる、学力、特に「読み解く力」の向上のためにも必要である。
- ④ 今年度から対象学年が小学校4年生まで拡大されたが、教員の負担軽減はもとより、専門的指導を充実させて児童の理解度や定着度の向上を図るために、特に効果が高い理科と算数について、県内すべての小学校で専科指導を実施できるだけの加配措置を行うなど、専科教員の一層の配置拡充をお願いしたい。

# (本県の取組状況と課題)

## (1) 優秀な人材の確保

## (2) 新しい時代の学びの環境整備

本県は、不登校やいじめ、学力・体力の向上、特別支援教育などの課題を総合的に解決するために、少人数学級編制を小中学校全学年で実施するとともに、個に応じた習熟度別学習指導の取組を進め、一定の教育効果を挙げている。しかし、教育課題は複雑化・多様化し、働き方改革を進めているものの、依然として教職員一人当たりの時間外在校等時間は高い水準にある。特に、校務運営の要である副校長・教頭の時間外在校等時間が高く、マネジメントに注力してもらうためにも支援員のさらなる拡充が必要である。また、これまで右肩上がりだった年休の取得状況が令和6年には減少したところ。

また、このところ新規採用者数が増えたことに伴い、男性も含め育休取得者が増えてきており、補充者がなかなか見つからない状況。こうした状況が時間外在校等時間を高い水準にし、年休を取得しづらくさせる一因になっている。

現状克服のためには、一層の定数改善や加配の充実を図ることが求められる。

表1

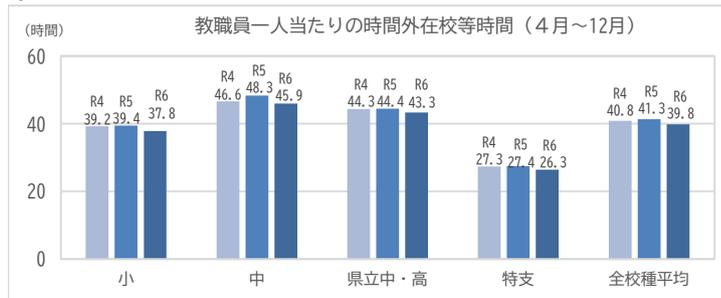


表2 年次休暇の取得状況（単位：日）

	R4実績	R5実績	R6実績
小学校	13.2	14.3	14.1
中学校	10.8	12.1	12.3
高等学校	10.8	13.0	11.7
特別支援学校	14.0	15.3	14.7
全校種平均	12.2	13.4	13.2

表3

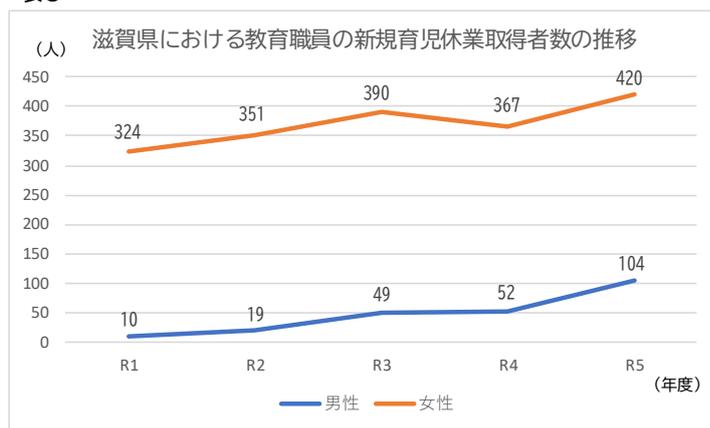


表4 副校長・教頭マネジメント支援員の配置状況

<b>支援員配置校①</b>	公立A中学校	教頭4年目（配置校2年目） 支援員：校長OB 【効果】・教頭の時間外在校等時間が平均して対前年比月41時間減少
<b>支援員配置校②</b>	県立B高等学校	教頭2年目（配置校2年目） 支援員：民間企業OB 【効果】・教頭の時間外在校等時間が平均して対前年比月40時間減少

表5 滋賀県における小学校教科担任制の効果

令和6年度「学びのアンケート」から（県内の全公立小学校の第6学年から各校1学級ずつ抽出）  
◆各項目で、「当てはまる」「どちらかといえば当てはまる」と肯定的な回答をした割合（％）

質問項目	割合
専科指導での教科の授業は好きですか	81.0
専科指導での教科の授業の内容はよくわかりますか	88.7
学習や学校生活のことで、担任の先生以外にも相談しやすくなりましたか	75.8
教科によって担当する先生が変わることに慣れましたか	95.6

表6

標準学級数	1	3	5	6	7	11	14	21	30	36
	5	5	5	6	5	5	5	5	5	5
【本県配置基準】 学級担任以外の教員数(教頭含む)	0	1	1	2	2	2	3	4	4	4
【定数改善例】 学級担任以外の教員数(教頭含む)	0	2	3	4	5	6	7	8	9	10

右の定数改善例のとおり実現すると、例えば12学級規模だと担任外は6名（教頭含む）の配置となり、教員一人当たりの持ち時数（週）3時間程度が軽減

# 中学校部活動の「地域連携・地域展開」推進支援拡充

- ・部活動指導員を積極的に配置するなど中学校部活動の「地域連携」を進めながら、「地域展開」につながる人材確保・育成に取り組み、学校生活として成立していた部活動の役割について持続可能な形での継承を図る

## 1. 提案・要望内容 【提案・要望先】 文部科学省・スポーツ庁・文化庁

急激な少子化が進む中においても、子どもたちがスポーツや文化芸術に親しむ機会を確保・充実することが求められているところであり、中学校部活動の地域連携・地域展開は、国民のスポーツ・文化芸術活動環境を左右する大きな転換点であることから、社会全体の理解・協力のもと推進されるよう下記の取組を実施すること

### (1) 社会的課題としての取組推進に向けた環境整備

- 地域連携・地域展開に向けた地域や個人の取組を促すため、官民が組織として参画することを後押しする法令や財政的インセンティブを整備すること(交付金や補助金、税制優遇措置等の官・民・地域・個人に対するインセンティブの創設を検討すること)

### (2) 地域展開の実現に向けた制度の早期確立

- 地域連携・地域展開を支える指導者人材、支援者人材の確保に向けて、公務員をはじめとする地域の人材が参画しやすい弾力的な制度運用と十分な財政支援を行うこと
- 教育的意義を踏まえた受け皿団体の要件整理と公的負担の考え方を早期に示すこと
- 地域活動を展開する地域コーディネーターの配置について十分な財政措置を行うこと

## 2. 提案・要望の理由

### (1) 社会的課題としての取組推進に向けた環境整備

地域連携・地域展開の実現に向けては、社会全体として子どもたちのスポーツ・文化芸術活動の環境を作る意識と行動が必要である。

そのためには、社会全体で活動環境創出し、支えるという機運の醸成に加え、官民が連携して、また団体・個人等の種別を問わず、多くの参画を後押しする具体的なインセンティブ(公的給付や税制優遇措置)を設ける必要がある。

### (2) 地域展開の実現に向けた制度の早期確立

地域連携・地域展開を進めていくためには、指導者人材の確保や団体の運営を支える人材など多様な人材の確保が必要であるが、県内では不足しているのが現状。

公務員の参画も期待されるところであるが、これまで兼職兼業が必要以上に制限的な運用となっていたこともあり、多くの自治体で兼職兼業が進んでいない。特に地方公務員の社会的貢献活動として、兼職兼業が積極的に進められるよう、国として取組を推奨し後押しされたい。

また、地域展開の受け皿団体も不足しているが、認定要件と財源確保の見通しが明らかになれば、地域展開に取り組む団体が増え、県としても対策検討が可能になる。

地域コーディネーターの役割は非常に重要であり、令和8年度以降の活動継続に向けて、引き続き配置予算の確保が必要である。

# (本県の取組状況と課題)

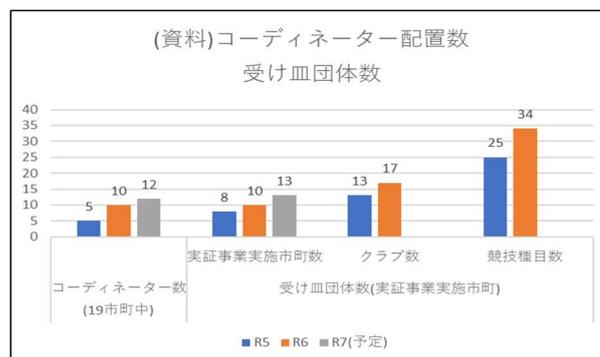
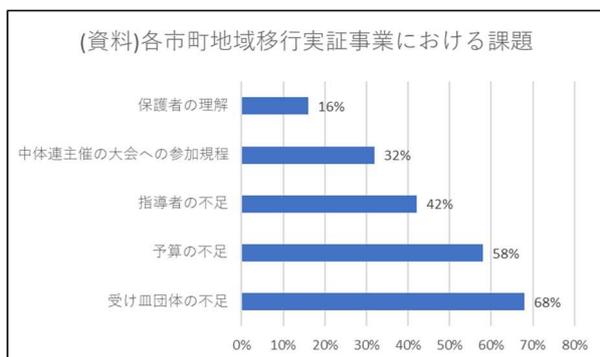
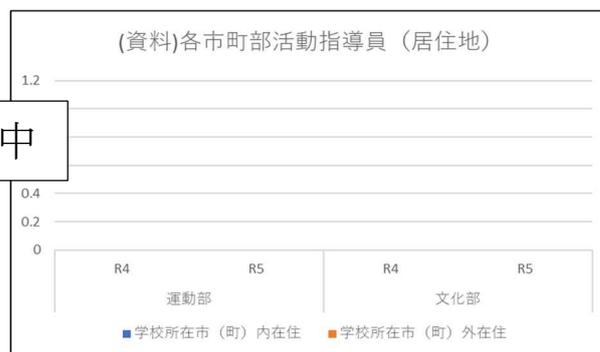
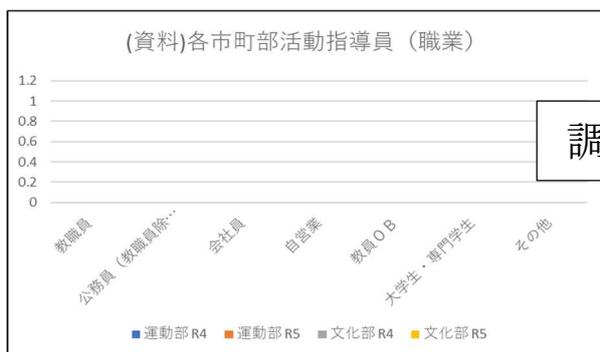
## 社会的課題としての取組推進に向けた環境整備

○地域連携促進のため、部活動指導員の拡大に向け、国の補助事業を活用し、各市町が希望する配置が実現するよう必要な予算を確保しているが、十分な配置には程遠く、外部指導者を含め地域指導者の育成・確保が急務となっている。さらなる人材確保に向けては、関係団体等との連携強化のほか、官民ともに社会貢献活動としての積極的な取組が必要である。

## 地域展開の実現に向けた早期の制度確立

○独自財源による運営リスクが大きく、地域展開実施に向け踏み出せないという団体が多い。  
 ○地域展開に向けては、指導者雇用等のための財源確保や中学校との連携による体制確保等が課題になっており、コーディネーターの果たす役割は大きい。また、団体を運営するマネージャーが育つ環境がない状況にある。

### <以下調整中>



体力合計点推移 (中学2年)



担当：文化スポーツ部スポーツ課 TEL 077-528-3366  
 教育委員会事務局保健体育課 TEL 077-528-4627



# 特別支援教育の充実

- ▶ 個々に応じた学びを大切にしつつ、障害のある子どもとない子どもが「地域で共に学び合う」仕組みづくりを進めるため、副籍（副次的な学籍）制度の充実を図る。
- ▶ 特別支援学校における児童生徒数の増加に対応するとともに、医療的ケア児など、児童生徒に応じた支援を提供し、充実した学びを得られる教育環境を整える。

【提案・要望先】文部科学省

## 1. 提案・要望内容

### (1) インクルーシブ教育システムの構築に向けた副籍制度の推進

#### ① 副籍（副次的な学籍）制度を進めるための教員配置の拡充

- ・特別支援学校と小学校の双方に学籍を置いて学ぶ副籍制度の推進のため、在籍校と副籍校との学習内容等の調整や助言を行う特別支援教育コーディネーターの加配

### (2) 特別支援学校に通う児童生徒の通学支援の充実

#### ① 医療的ケアが必要な児童生徒の通学に係る保護者支援のための補助制度の拡充

- ・医療的ケア児の通学に要する保護者の負担軽減のための支援の充実に向け、教育支援体制整備事業費補助金（医療的ケア看護職員配置事業）の補助率の引き上げ

#### ② スクールバスの交付税措置の拡充

- ・特別支援学校におけるスクールバスの安定した運行体制の維持を図るべく、基準財政需要額の単位費用の見直しによる交付税措置の拡充

### (3) 特別支援学校における教育環境の整備

#### ① 施設整備に対する補助制度の拡充

- ・特別支援学校の教育環境の改善に資する施設整備の推進を図るべく、補助金算定の基礎となる建築単価の見直しによる補助制度の拡充

## 2. 提案・要望の理由

(1)① 本県では、令和4年度から副籍制度を創設したが、個々の教育的ニーズに応じた適切な指導を行うため、交流授業の内容や環境整備など、きめ細かな副籍校との調整を行う必要があり、コーディネーター役を担う教員の配置が不可欠。

(2)① 本県では、スクールバスに乗車できない医療的ケア児の登下校時に、介護タクシー等に看護師が同乗して送迎を行う支援事業を実施しているが、保護者から利用回数の拡大を求める声が強くなり、社会全体で支援するという医ケア法の理念を踏まえ、医療福祉的な視点のもとに、補助率の2分の1への引き上げが必要。

② 特別支援学校の児童生徒数の増加に伴うスクールバスの運行台数や必要経費の増加に加え、運転者不足の解消等に向けたバス運賃の見直しを踏まえ、普通交付税の基準財政需要額の単位費用の見直しが必要。

(3)① 特別支援学校の大規模化・狭隘化が進み、教育環境の課題の解消を図る必要があるが、特別支援学校の「設置基準」を踏まえた施設整備を着実に進められるよう建築単価を見直し、物価高騰による市場の実勢価格の反映が必要。

## (本県の取組状況と課題)

### (1) 副籍（副次的な学籍）制度の状況

- これまでの成果から保護者等の評価も高く、副籍希望者は増加しているが、制度推進に向けた担当教員の業務時間確保が課題である。また、小学校に籍を置きながら、専門性の高い特別支援教育を受けることへの期待も高く、小学校への教員配置の拡充も必要である。

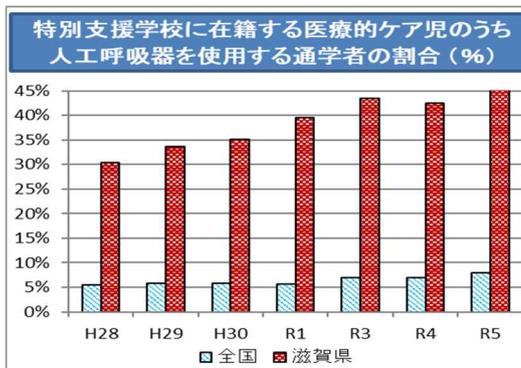
副籍の実施状況	県立特別支援学校から小学校への副籍			市町立小学校から特別支援学校への副籍		
	R5	R6	増減	R5	R6	増減
実施率	34.8%	40.4%	5.6%	53.8%	56.4%	2.6%
副籍希望者	273	317	44	21	22	1
副籍対象者	784	785	1	39	39	-

#### 【副籍担当教員の役割】

- ・学習内容にかかる指導助言
- ・副籍校における交流授業や事前・事後指導などの活動内容に対する助言
- ・副籍に関する保護者の相談窓口
- ・副籍校との窓口業務 等

### (2)① 医療的ケア児の通学に係る保護者支援の状況

- 特別支援学校において、人工呼吸器を使用する児童生徒の割合が増加しており、本県では、学校に通学している割合が特に高い。毎日の通学に係る保護者送迎の負担軽減を求める声を受け、令和2年度から制度化したが、現在は年間12回（片道）の実施に留まっており、年間約200日通学するのに少なすぎるという声も多く、制度の拡充が求められている。



### (2)② スクールバスの交付税措置の状況

- 特別支援学校の児童生徒数の増加に伴い、スクールバスの運行台数や燃料費等の費用が増加しているが、普通交付税の基準財政需要額の特別支援学校費に算定される経費は、実際の費用（≒本県の予算額）から乖離がある。

（単位：千円）

	単位費用 (1学級あたり)	本県交付税 R6 算入額(A)	滋賀県 R6 予算額(B)	乖離額 (A-B)
スクールバス購入費等 (運行経費を含む)	332	156,704	581,507	▲ 424,803

### (3) 本県の教育環境整備の取組状況と施設整備に係る補助制度

- 令和6年度の県立特別支援学校の在籍者数は過去最高の2,382名。学校の大規模化・狭隘化に伴う課題の解消を図るため、令和6年3月に特別支援学校1校の分離新設と既存校の校舎増築を実施する方針を策定。新設校の候補地を公表し、事業を進めているところ。

例えば、校舎を鉄筋コンクリート(R)造で新築する場合…



着実な施設整備の推進のため、建築単価を見直し、市場の実勢価格を反映した費用に対して補助することが必要。

- 今後、用地取得や施設整備等を進める必要があるが、施設整備の補助金の算定において、実際の費用との乖離が大きく、交付額が少ない。
  - ・文部科学省の令和6年度建築単価 291,000円/㎡（特別支援学校・R造）
  - ・本県のR5実績（草津養護学校増築・R造）事業費568百万円のうち国庫168百万円（30%）  
実際の工事単価（R5）417,361円/㎡ > 建築単価 291,000円/㎡

担当：教育委員会事務局 教育総務課 TEL 077-528-4516、特別支援教育課 TEL 077-528-4643



## 学びの機会と居場所を保障するための体制の充実

- ▶ すべての子どもたちに学びの機会と居場所を保障し、子どもを真ん中においた社会づくりを進める。

【提案・要望先】文部科学省、こども家庭庁

### 1. 提案・要望内容

- (1) 教育支援センターの整備・充実に向けた財政措置の充実
- (2) 不登校支援を行う専門人材の確保と体制の充実
- (3) 多様な学びや居場所に対する財政措置

### 2. 提案・要望の理由

滋賀県では令和7年3月に「しがの学びと居場所の保障プラン」を改定し、不登校の状態にある児童生徒の多様な学びと居場所を保障し、子どもたちの生きる力を育むために不登校対策の充実に全庁あげて取り組んでおり、国の支援が必要である。

#### (1) 教育支援センターの整備・充実に向けた財政措置の充実

- 不登校児童生徒の学習の場として、校内・校外に教育支援センターの設置を進めているが、市町単独による設置・運営にかかる人材や予算の確保が難しく、不登校児童生徒の学びと居場所の保障のため、国による柔軟な運用が可能な財政措置が必要である。
- また、校外教育支援センターに学習支援等の支援員や保護者や教職員への助言を行う人材を配置し、通所が難しい不登校児童生徒に対して家庭訪問や多様な場を活用した相談等を行う広域的な支援体制の整備拡充が必要である。

#### (2) 不登校支援を行う専門人材の確保と体制の充実

- 不登校等の困難を抱えた子どもたちへ支援を行う専門職として、SC（スクールカウンセラー）やSSW（スクールソーシャルワーカー）の配置を進めているが、相談等のニーズに対して配置が十分でなく、家庭等へのアウトリーチ支援等の新たなニーズへの対応も必要なため、人材の確保と配置の充実、そのための財政措置が必要である。また、国の積算基準になっているSC、SSWの報酬単価についても増額が必要である。

#### (3) 多様な学びや居場所に対する財政措置

- フリースクールなどの民間施設といった学校以外の場で学習等を行う不登校児童生徒の活動を保障するため、民間施設等に関する支援の考え方を整理した上で、多様な居場所の更なる充実に向けた財政支援の強化や、民間施設等の利用負担軽減に係る全国一律の補助制度の創設が必要である。

## (本県の取組状況と課題)

### (1) 教育支援センターの整備・充実に向けた財政措置の充実

#### ○ 教育支援センターの設置状況（令和6年7月）

種別等		総数	うち設置数	設置率
校外	市町数	19	18	94.7%
校内（公立）	小学校	220	171	77.7%
	中学校	95	89	93.7%

#### ○ 校内教育支援センター支援員の状況（令和6年4月）

総数	うち国の財政措置あり	割合
283人	23人	8.1%

### (2) 不登校支援を行う専門人材の確保と体制の充実

#### ○ 令和7年度のSCやSSWの配置予定等（公立）※数値は校数

	総数	SC配置	SSW配置	SSW派遣
小学校	220	35（毎月3回程度）	45（週2回程度勤務）	113
		185（年6時間配置）		
中学校	95	全学校配置 （週1回程度勤務）	—	60
高等学校	46	全学校配置 （週1回程度勤務）	—	24
特別支援学校	16	8	—	—

#### 報酬単価(R7)

SC  
5,350円/時

SSW  
3,750円/時

SC相談等対応件数：37,572件      SSW対応児童生徒数：1,959人（斜字はR5年度実績値）

### (3) 多様な学びや居場所に対する財政措置

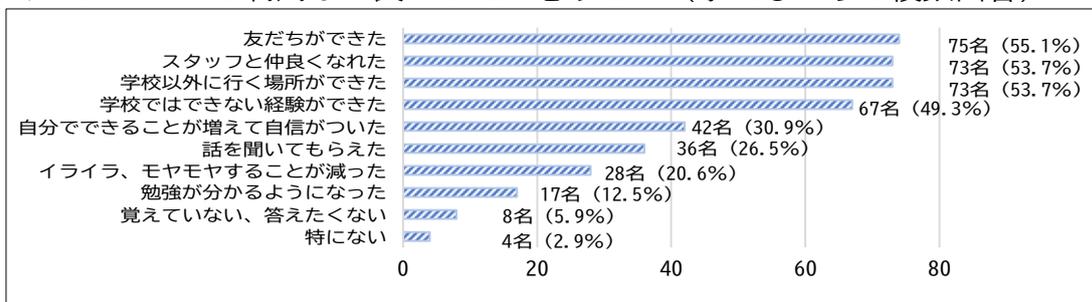
#### ○ フリースクール等民間施設に対する県内市町単独補助制度の実施状況（R7.4時点）

利用者支援 13市町 / 施設支援 1市町

令和7年4月より新たに県として利用者支援を行う市町に対する補助制度を創設

#### ○ 令和6年度フリースクール等利用者調査より

フリースクールを利用して良かったと思うこと（子どもからの複数回答）



担当：教育委員会事務局幼小中教育課

児童生徒室

TEL:077-528-4668

子ども若者部

子どもの育ち学び支援課

TEL:077-528-3457

## 日本語教育の充実

1 貧困をなくそう



3 すべての人に健康と福祉を



4 質の高い教育をみんなに



10 人や国の不平等をなくそう



11 住み続けられるまちづくりを



17 パートナースHIPで目標を達成しよう



- 滋賀県で暮らし、働き、学ぶすべての人が、相互に人権と個性を尊重しながら、多様性を生かして活躍できる多文化共生の地域社会を目指す。
- すべての子どもたちに学びの機会と居場所を保障し、子どもを真ん中においた社会づくりを進める。

【提案・要望先】 文部科学省

### 1. 提案・要望内容

#### (1) 地域日本語教育に対する支援の充実

- 「地域日本語教育の総合的な体制づくり推進事業」について、継続して事業に取り組めるよう、予算を安定的に確保・充実するなどの支援を図ること
- 登録日本語教員および日本語学習支援者の確保・育成に対する支援を図ること

#### (2) 日本語指導が必要な児童生徒の支援の充実

- 外国人児童生徒等の受入れから卒業後の進路まで一貫した指導・支援体制の充実
- 日本語指導を担当する教員の加配拡充

### 2. 提案・要望の理由

#### (1) 地域日本語教育に対する支援の充実

- 外国人住民の増加する中で、生活のあらゆる面で必要となる日本語の習得が課題であり、生活に必要なレベルの日本語をどこでも習得できる環境が必要。
- 「地域日本語教育の総合的な体制づくり推進事業」は、地域日本語教育の体制を維持するためには必要な事業であり、安定的な支援が重要。
- 令和3年度に実施した「滋賀県地域日本語教育実態調査」によると、地域の日本語教室において、日本語教師・日本語学習支援者の人材不足が課題である。

#### (2) 日本語指導が必要な児童生徒の支援の充実

- 日本語指導が必要な外国人児童生徒等が増加しているとともに、集住化・散在化の両方の傾向がみられ、使用言語の多様化も進んでいる。そのため、受入れから卒業後の進路まで一貫した指導・支援体制の充実に向け、日本語指導のための教員の加配や母語支援員の配置拡充といった対面での支援体制の強化に加え、オンラインによる日本語指導や通訳支援の充実を図るため、さらなる財政措置が必要である。

## (本県の取組状況と課題)

### (1) 地域日本語教育に対する支援の充実



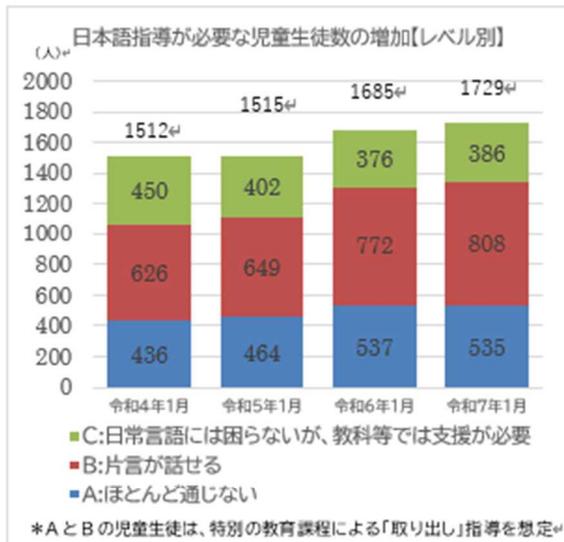
#### ○県内日本語教育の状況

- ・地域日本語教室：34 か所(13 市 2 町)
- ・「日本語教室ゼロ地域」：4 町

#### ○地域日本語教育の総合的な体制づくり推進事業を活用した本県の取組 (R6 年度)

- ・日本語教室ゼロ地域である日野町での日本語講座(モデル事業)の実施
- ・オンライン日本語講座(モデル事業)の実施
- ・日本語学習支援者養成研修：全 5 回

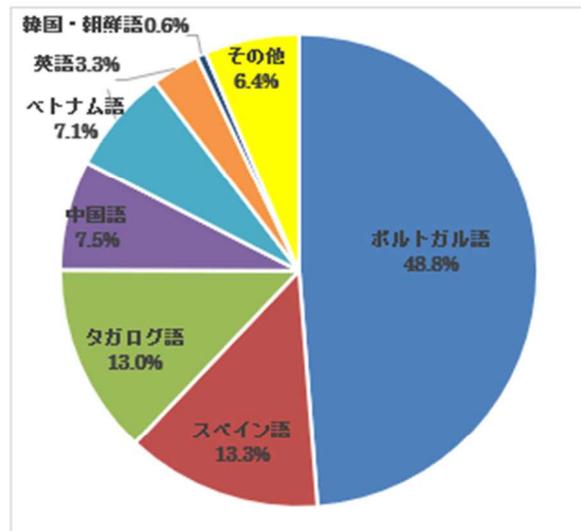
### (2) 日本語指導が必要な児童生徒の支援の充実



#### ○取組状況

- 【集住地域】国の支援事業を活用した市町への補助
- 【散在地域】急な転入に対応する母語支援員の派遣
- 【全 県】
  - ・市町で雇用困難な言語の母語支援員の派遣
  - ・オンラインによる日本語指導・通訳(令和7年度新規事業)

#### 多言語化の状況 言語別(日本国籍を含む)(令和7年1月)



#### ○その他の言語(19言語)

- ネパール語、モンゴル語、ピサヤ語、シンハラ語、ロシア語、インドネシア語、ペルシャ語、アラビア語、ウルドゥー語、他

担当：総合企画部国際課 多文化共生係  
 TEL 077-528-3063  
 教育委員会事務局幼小中教育課  
 教育課程指導係  
 TEL 077-528-4665



## 官民連携を通じた科学技術・イノベーションの推進に資する 高等専門学校<sup>1</sup>の設置への支援

- ▶ 地域や産業への技術実装の推進による日本の産業競争力再強化に向け、高度専門人材を滋賀発で輩出していくため、県立での高等専門学校の設置を目指す

【提案・要望先】 総務省、文部科学省

### 1. 提案・要望内容

#### 公立高等専門学校の設置運営に対する交付税措置の拡充

- 普通交付税の基準財政需要額算定に係る補正係数の改正

### 2. 提案・要望の理由

我が国が将来にわたり競争力のある産業を創出し、持続的に発展していくためには、若者の技術者への夢を育み、分野を跨いだ技術の融合による研究開発、産業化、人材育成の強力な推進が重要である。

そのため、国においても、価値創造の源泉たる人への投資を加速し、イノベーション人材の育成を強化することとされ、高等専門学校等の機能強化が掲げられている。

(経済財政運営と改革の基本方針2024)

本県としても、次代の社会を支える高度専門人材の育成を目的の一つとして、県内初の高専を公立高専として設置するべく準備を進めているところであり、国の方針と軌を一にしていきたいと考えている。

については、開校後、安定的に我が国を支える高度専門人材を育成し続けていくためにも、地方交付税の算定について拡充が必要と考えている。

- 普通交付税の算定における「教育費」-「その他の教育費」-「測定単位：公立大学等学生数」の公立の高等専門学校に係る基準財政需要額の算定額が、国公立の高等専門学校の運営に要する経費の現状に比べて過小であることから、運営費の状況に見合った基準財政需要額となるよう、種別補正の補正率の見直しをお願いしたい。

# (本県の取組状況と課題)

## 【国立高専の状況】

### ●国立高専における学生 600 名当たり(滋賀県立高専と同規模)の場合の運営費の状況

国立高専機構 令和5年度決算状況 (単位:百万円)

区分	教育	社会連携 国際交流	法人共通	合計
<b>収入</b>				
運営費交付金	60,683	604	1,633	62,920
その他補助金等	16,337			16,337
自己収入	12,897	6	214	13,116
産学連携等研究収入及び寄附金収入等	11,370	1,663		13,032
計	101,288	2,271	1,847	105,406
<b>支出</b>				
業務費	75,499	706	1,558	77,764
うち 人件費	56,912	399	988	58,300
物件費	18,587	306	570	19,463
施設整備費	16,333			16,333
産学連携等研究経費及び寄附金事業費等	10,459	1,647		12,105
独立行政法人大学改革支援・学位授与機構納付金	448			448
計	102,739	2,353	1,558	106,650

学生600名当たりの状況 (単位:百万円)

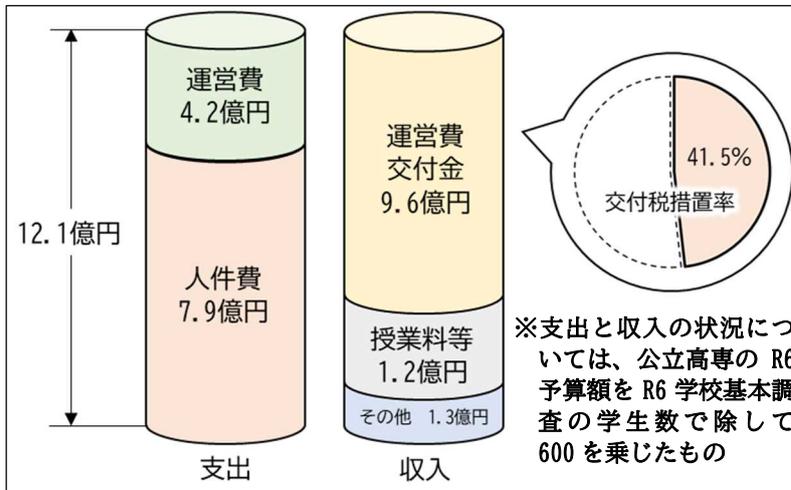
区分	教育	社会連携 国際交流	法人共通	合計
<b>収入</b>				
運営費交付金	713	7	19	740
その他補助金等	192			192
自己収入	152	0	3	154
産学連携等研究収入及び寄附金収入等	134	20	0	153
計	1,191	27	22	1,239
<b>支出</b>				
業務費	888	8	18	914
うち 人件費	669	5	12	685
物件費	219	4	7	229
施設整備費	192		0	192
産学連携等研究経費及び寄附金事業費等	123	19	0	142
独立行政法人大学改革支援・学位授与機構納付金	5		0	5
計	1,208	28	18	1,254

※学生 600 人当たりの状況：国立高等専門学校機構の決算状況を学校基本調査における令和5年度の学生数(専攻科含む。)で除した1人当たりの額に600を乗じたもの。

## 【公立高専の運営費と交付税措置の状況】

### ●他の公立高専(交付団体に限る。)の状況

#### 【公費負担の状況】



#### →交付税措置について

本県が行った聞き取り調査の結果、交付団体である公立高専設置地方公共団体では、**交付税措置が十分とはいえない**との認識があることが判明

### ●本県の運営費および交付税措置の見込み

#### 【公費負担の見込み】

国立高専や公立高専の状況から、600名規模の高専については、**7～9億円程度の公費負担が発生**することが想定される。

#### 【交付税措置の見込み】

令和6年度の交付税算定資料による試算では、滋賀県立高専の運営に係る**基準財政需要額は4.2億円程度**となる見込み

- ✓ 国立高専と公立高専で経費構造に大きな差はない
- ✓ 運営費交付金に対して、交付税措置状況は十分ではない



## 外国人住民の受入れ環境整備

- 滋賀県で暮らし、働き、学ぶすべての人が、相互に人権と個性を尊重しながら、多様性を生かして活躍できる多文化共生の地域社会を目指す

【提案・要望先】法務省

### 1. 提案・要望内容

#### 外国人住民向け相談体制への支援強化

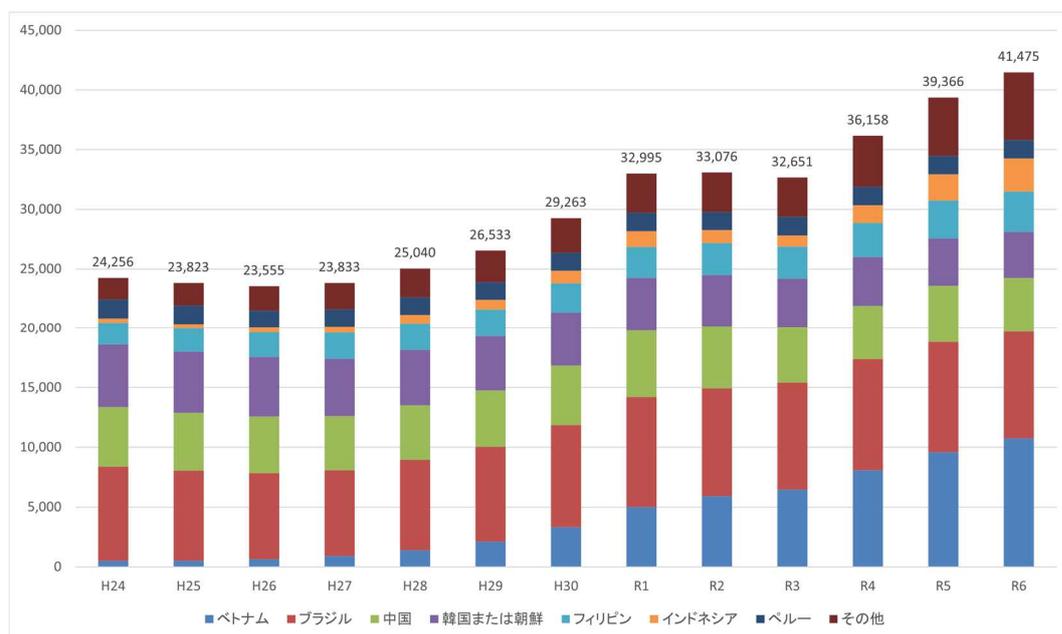
- 国の「外国人との共生社会の実現に向けたロードマップ」および「外国人人材の受入れ・共生のための総合的対応策」に基づいて、外国人向け相談体制強化について、一層の充実と恒常的かつ十分な財政措置を講じること

### 2. 提案・要望の理由

- 「外国人との共生社会の実現に向けたロードマップ」において、外国人向け相談体制の強化は、重点事項の一つに位置付けられ、外国人受入環境整備交付金を活用した一元的相談窓口の設置を促進するための方策を検討・実施するとある。
- 本県では、外国人人口が過去3年連続で最多を更新している。外国人住民の様々な相談や適切な情報提供に多言語で対応することが重要であり、「外国人受入環境整備交付金」を活用し、一元的相談窓口である「しが外国人相談センター」を設置しているところ。
- 令和7年度の外国人受入環境整備交付金については、突然、人件費の交付率を相談受付件数により算出する旨が通知され、3月に入ってから340万円減額すると内示があった。
- 相談件数の多寡のみで、相談窓口にかかる経費を判断することは現場の実情に即したのではなく、仮に現状の相談体制が維持できなければ、外国人県民のセーフティネットとしての機能を担うことができなくなる。このため県では、他の事業を縮小するなどして、予算を捻出せざるを得ない。
- 令和6年末に全国の在留外国人は376万9千人となり、3年連続で過去最多を更新、国の想定の2倍のペースで増えている現状がある。国として人材の受入れを推進していく中で、多文化共生施策の重要性は増していくが、具体的な施策の実行は地方自治体に依るところが多い。これまでの取組や今後必要となる施策を確実に実行していくためにも、恒常的かつ十分な財政措置を講じるよう求める。

## (本県の取組状況と課題)

- 令和6年12月末時点で、本県の外国人人口は41,475人となり、過去最多となった。国・地域別では、97の国・地域となっており、多国籍化している。



### ● 「しが外国人相談センター」の状況

- ・相談員・通訳員の配置（6名）：ポルトガル語、スペイン語、ベトナム語、英語、フィリピン語（タガログ語）
- ・タブレット端末等での対応：英語、中国語、韓国語、ポルトガル語、スペイン語、タガログ語、ベトナム語、インドネシア語、タイ語、ネパール語、ミャンマー語、フランス語等
- ・年間相談件数：R2年度1,603件、R3年度2,205件、R4年度2,032件、R5年度1,499件、R6年度■件

### ● 課題

- ・外国人住民の抱える問題は多国籍化や高齢化などの影響もあり複雑化している。相談内容は、雇用、医療、教育や住宅など様々な分野にまたがる。相談員は適切な解決策を提供するために、高い専門性と柔軟な対応能力が必要である。
- ・外国人住民が母国語で様々な相談ができる支援窓口として、セーフティネットとしての役割を担うことが求められている。
- ・多様な背景を持つ外国人住民に寄り添った支援を行うため、関連機関等との連携が重要である。



- ▶ 地域包括ケアシステムを支える人材を確保し、「健康しが」を推進する

【提案・要望先】厚生労働省

## 1. 提案・要望内容

### (1) 物価上昇局面に対応した報酬改定の検討

- 物価上昇の影響を遅滞なく把握し、随時の報酬改定を行い、柔軟な取り扱いを検討

### (2) 介護従事者の給与水準の更なる向上

- 介護従事者の給与水準を全産業平均まで引き上げる措置を講じること

### (3) 訪問介護の現状を踏まえた報酬の改定

- 訪問介護サービスの提供体制を維持・拡大するため、緊急的な報酬改定を行うこと

## 2. 提案・要望の理由

### (1) 物価上昇局面に対応した報酬改定の検討

- 介護保険制度の創設以降続いてきたデフレから脱却し、政府・日銀の物価の安定目標である2%の物価上昇が実現されつつある状況下において、現行の3年に1度の報酬改定では、物価の上昇が報酬に反映されるまでタイムラグが発生し、事業所運営に大きな影響を与えることとなる。
- 2040年を見据えたサービス提供体制の構築に向けて、物価上昇局面においては、事業所運営への影響を遅滞なく把握し随時の報酬改定を行うなど、より柔軟な取り扱いが可能となるよう検討すること。

### (2) 介護従事者の給与水準の更なる向上

- 介護従事者の給与水準については累次の処遇改善措置が実施されているものの、他産業の大幅な賃上げにより全産業平均との給与格差は依然として大きい状況であり、今後サービスの提供に必要な人材を確保していくためには、社会的役割に見合った更なる処遇改善が必要。
- 特に、訪問介護員は高齢化が著しい上、人材確保が極めて困難な状況にある。
- 介護支援専門員については、地域包括ケアシステムの深化・推進の中で一段と高い専門性、役割が求められ、職責に見合った評価と処遇改善が必要であり、介護職員処遇改善加算のような介護支援専門員の処遇に直接反映される加算制度が必要

### (3) 訪問介護の現状を踏まえた報酬の改定

- 介護保険制度創設前から、在宅で暮らす高齢者を支える訪問介護事業者にとって、令和6年4月の介護報酬の減額改定は、物価の上昇が続く中で、事業所運営に大きな影響が出ている。今後、2040年問題も見据え、在宅で暮らす高齢者を支える訪問介護サービスの提供体制を万全に整えるために緊急的な介護報酬の見直しを行うことが必要。

## (本県の取組状況と課題)

### (1) 物価上昇局面に対応した報酬改定の検討

- 介護報酬改定 1.59%(R6 年度～)に対し、物価上昇率は、前年度比 R6:2.7%、R5:3.2%、R4:2.5%【消費者物価指数(総務省統計局)】となり改定率が物価上昇率に追いついていない状況

### (2) 介護従事者の給与水準の更なる向上

- 本県の介護従事者の平均賃金等(令和5年)

介護支援専門員	介護職員(福祉施設)	訪問介護従事者	全産業
308.9 千円	310.6 千円	345.7 千円	408.5 千円

〔出典〕賃金構造基本統計調査(厚生労働省)

※一般労働者(6月分給与の算定期間中に実労働日数が18日以上、1日当たりの平均所定内実労働時間数が5時間以上)について集計したもの。賃金には、賞与1/12を含む。

- 本県事業所における従業員の不足感の推移

	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
介護支援専門員	34.8%	35.2%	38.9%	33.3%
介護職員(施設等)	74.7%	70.0%	71.9%	67.1%
訪問介護員	86.4%	80.7%	79.0%	86.9%

〔出典〕(公財)介護労働安定センター「介護労働実態調査」

### (3) 訪問介護の報酬改定

- 滋賀県の訪問介護事業所の状況(令和6年4月～12月サービス提供月 月平均)

	訪問介護員数 (常勤換算後)	利用者数 (計)	夜間早朝 深夜 加算比率	同一建物 減算比率	単位数 (合計)	訪問介護員 1人あたりの 単位数	利用者一人あ たりの単位数 (合計)
併設事業所	7.0	34.7	0.33	0.73	428,279	63,244	12,350
訪問介護全体平均	6.0	31.8	0.13	0.21	240,229	40,406	7,548
併設以外の事業所	5.7	30.8	0.05	0.02	172,662	32,201	5,605

担当：健康医療福祉部医療福祉推進課  
TEL 077-528-3520/077-528-3597



## 地域からのジェンダー平等の推進

- ▶ 地域の実情・特性を踏まえたジェンダー・ギャップ解消の取組を地域から着実に進めることで、すべての人にとって生きやすい社会、活躍できる社会、持続可能な社会を実現する

【提案・要望先】内閣府

### 1. 提案・要望内容

#### (1) ジェンダー・ギャップ解消に向けた取組拠点の設置運営にかかる支援

- 住民に身近な市町において、ジェンダー・ギャップ解消の取組が促進されるよう、その地域の実情や特性を踏まえた取組を展開するための拠点の設置・運営にかかる新たな財政的支援の制度を創設すること。

### 2. 提案・要望の理由

#### (1) ジェンダー・ギャップ解消に向けた取組拠点の設置運営にかかる支援

- 少子化、人口減少が進む中、我が国が持続的に発展していくためには、誰もが個性や能力を発揮し一人ひとりが幸せを感じる社会の実現を図っていくことが重要であるが、その達成のためにはジェンダー平等の実現が欠かせない。
- 特に地方にとっては若い世代(特に女性)が地元を離れる要因の一つとして、地域に根強く存在する固定的な役割分担意識による生きづらさがあると考えられる中、地域におけるジェンダー・ギャップ解消は喫緊の課題。
- 各地域が実情を踏まえたジェンダー・ギャップ解消の取組を継続して行うことで、着実に地域からのジェンダー平等が進むと考えるが、そのためには各地域に取組拠点の設置および安定的な運営が重要な役割を果たすことになる。
- 現在、全国に男女共同参画センターは349施設設置(うち都道府県 49施設、政令指定都市 29施設、市町村 271施設)されている。一番住民に身近な市町村における設置率はわずか16.8%にとどまっている。
- 各地域からジェンダー平等の取組を加速するために欠かせない拠点の設置・運営に対する重点的な財政的支援が必要。

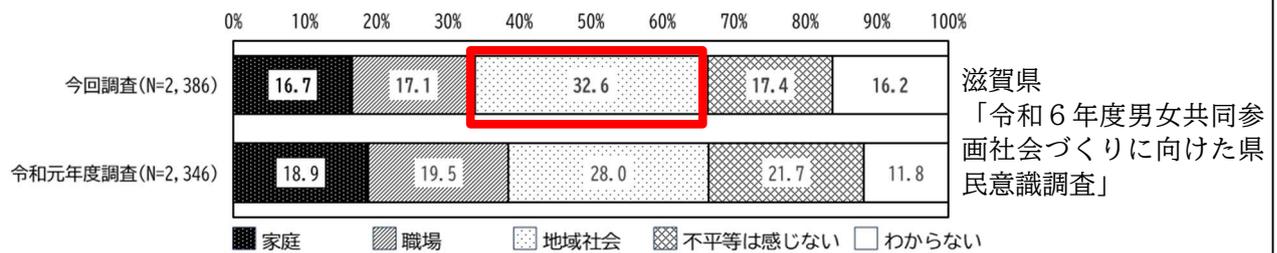


草津市立男女共同参画センター  
(R3.5設置、キラリエ草津内)

## (本県の取組状況と課題)

### (1) 県民意識調査結果(令和6年度調査)

- 日常生活の中で男女の不平等を一番感じるところは「地域社会」が最も多く **32.6%**となっている。



### (2) 拠点の設置状況

施設名	運営方法	設置年月
滋賀県立男女共同参画センター	直営	昭和61年11月
大津市男女共同参画センター	直営	平成14年4月
彦根市男女共同参画センター	指定管理	平成15年10月
草津市男女共同参画センター	直営	令和3年5月
高島市働く女性の家	指定管理	平成15年4月
米原市男女共同参画センター	指定管理	平成18年4月

県内19市町のうち  
5市が設置済  
(設置率26.3%)

### (3) 設置による効果(設置市ヒアリング)

- 相談事業について、若い世代の方が、多く利用されるようになった。
- 貸館事業や商工関係団体との複合施設として設置することにより、幅広い対象の方に啓発する機会ができています。
- 男女共同参画関係の市民団体の方の活動拠点としても使っていただけるため、交流する機会が増え、活動団体数が増加するとともに、取組が広がっている。
- センターの主な取組の一つである相談事業において、県内6センターで定期的に勉強会を開催することで、相談の質の向上が図れている。
- センターで女性の起業支援を実施することで、地域活性化につながっている。

### (4) 設置・運営にかかる課題

- 新規開設にあたり財源確保が課題。
- 人件費負担が大きく、必要な人員数が不足。
- 施設維持管理にかかる経費負担が大きい。特に老朽化対策が課題。



《県立男女共同参画センター (S61.11 設置)》



大学生等の若い世代が議論する「ジェンダー平等ミーティング」

テーマ  
男女共同参画社会  
の実現に向けて  
～必要なことって?～

《県立男女共同参画センターでの取組の様子》

担当： 商工観光労働部 女性活躍推進課 TEL 077-528-3770

# プロフェッショナル人材戦略拠点事業への支援継続

- 地域企業の経営課題解決を担う人材が都市部に偏在し、地方においては労働供給に制約が生じる中、偏在解消に資する支援の継続をお願いする。

【提案・要望先】 内閣府

## 1. 提案・要望内容

### (1) プロフェッショナル人材戦略拠点事業の継続支援

- プロフェッショナル人材戦略拠点事業にかかる安定的な財政支援の継続

## 2. 提案・要望の理由

- 滋賀県におけるプロフェッショナル人材戦略拠点事業は、相談件数、成約件数共に全国トップクラスの実績を誇り、人材の本県への流入と地域企業の経営課題解決に高い効果。
- 民間調査によれば、全国的に人材不足が続く中、人材が都市部に偏在し、地方においては慢性的な労働供給不足が生じると予測されており、さらに本県においてはその需給ギャップは拡大すると予測。
- 人材不足に対しては、国の支援も活用しながら、本県としてもプロフェッショナル人材戦略拠点事業を始め様々な取組を行っているが、全国的な人材の偏在解消を図り日本全体の持続的な成長に向けては国の継続的な取組が不可欠。
- これまでから国として地方創生に取り組んでこられ、令和6年12月には地方創生2.0として地方創生の取組強化を打ち出されたところ。プロフェッショナル人材戦略拠点事業においても、新しい地方経済・生活環境創生交付金により令和7年度から副業兼業人材に対する支援を拡充され、本県としてもこれを活用し、県内企業の経営課題解決に向けさらに取り組むことが必要。
- 令和10年度のプロフェッショナル人材戦略拠点事業自立化に向け様々な検討がなされているが、地域によって労働の需給ギャップの状況や人材関連のビジネス市場の成熟度は異なることなど地域の実情を踏まえて、必要な取組ができるよう継続的な支援を行うとともに、早急に自立化の道筋をつける必要。

# (本県の取組状況と課題)

## (1) 取組状況

○滋賀県プロフェッショナル人材戦略拠点事業実績（R7.1時点）

積極的な企業訪問により経営課題解決に向けた人材ニーズ掘り起こしに寄与

	相談件数	成約件数	
		内県外人材	
令和6年度(単年)	913件	299件	82件
拠点開設以降(累計)	6,076件(全国3位)	1,719件(全国5位)	601件

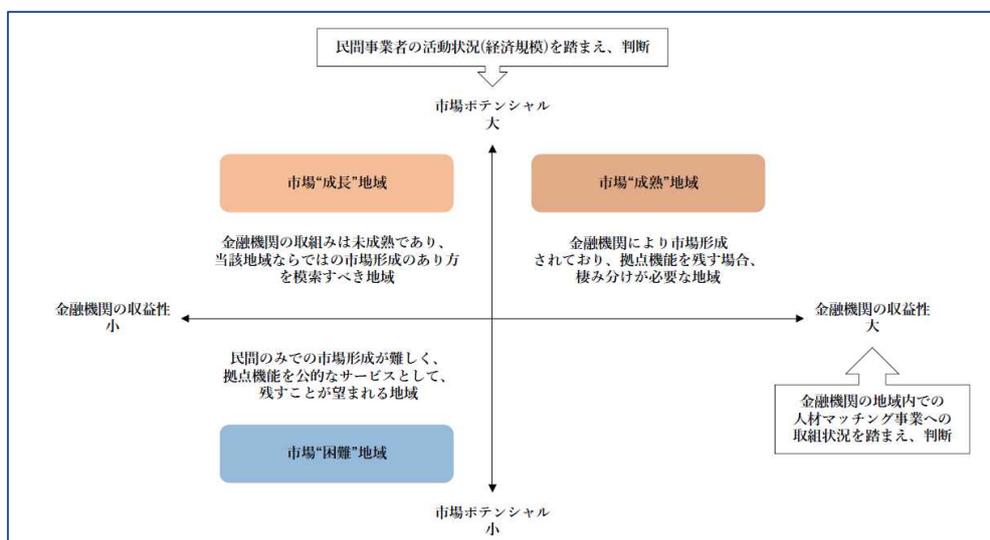
## (2) 課題

○民間調査による人材不足の将来予測

人材の偏在がより進むと予想され、解消に向け継続的な取組が必要

	不足数(全国)	不足率(全国)	不足数(滋賀)	不足率(滋賀)	不足率(東京)
2030年	-341.5万人	5.1%	-6.65万人	6.80%	-5.1%
2040年	-1100.4万人	16.0%	-21.42万人	21.50%	-8.8%

○「プロフェッショナル人材事業にかかる専門的調査・分析業務（内閣府）」結果  
本県においては、市場ポテンシャルはあるものの、県事業を代替できるほどの状況には至っていない。



※内閣府「プロフェッショナル人材事業にかかる専門的調査・分析業務」第2回全国協議会全国事務局報告資料より

○対応

プロフェッショナル人材戦略拠点事業の自立化が可能かどうかやその時期、必要な機能については地域によって異なることから、地域の実情を踏まえた支援が必要。

担当：商工観光労働部労働雇用政策課  
産業ひとづくり推進室  
TEL 077-528-3758



# 周産期医療体制の充実

- どのような地域で生活することを選択しても、必要な医療やケアを安心して受けることができる体制を構築することで、滋賀のすべての子どもとその家族が幸せを感じられる「健康しが」の実現を目指す。

【提案・要望先】厚生労働省

## 1. 提案・要望内容

### (1) 周産期遠隔診療への診療報酬の拡大

- 拠点病院の専門医が診療所の産科医に遠隔で助言を行う周産期領域での遠隔診療(D to P with D)について、診療報酬の対象とすること。

### (2) 救急搬送にかかる診療報酬の拡大

- 産科医療機関の助産師が救急車に同乗し、リスクのある妊婦を高次医療機関に搬送した場合、診療報酬の対象とすること

## 2. 提案・要望の理由

### (1) 周産期遠隔診療への診療報酬の拡大

滋賀県では、特に分娩取扱医療機関が少ない湖東・湖北周産期医療圏において、地域周産期母子医療センターから圏域の2つの診療所に助言する周産期遠隔診療を令和7年度からモデル事業として取り組むこととしている。

現状の診療報酬制度では、患者を診察する医師に対し、専門医が遠方から助言する場合、てんかんと難病のみが診療報酬の対象で、周産期領域での遠隔診療は対象外となっている。(遠隔連携診療料：750点)

助言する側の医師等の人件費は、国庫補助対象となっているが、都道府県の負担もあり、地域によって不均衡が生じるため、全国的な周産期遠隔医療の推進に向けては、診療報酬の仕組みとして組み込むことが必要である。

助言する側が安定的に報酬を得られることで、仕組みの維持につながり、地域で数少ない診療所の負担軽減に寄与することが期待できる。

### (2) 救急搬送にかかる診療報酬の拡大

現状の診療報酬制度では、診療所に外来で来院した患者を、救急車で保健医療機関に搬送する際、医師が同乗して診察を行った場合には、救急搬送診療料(1,300点)を算定することができる。

一方で実状は、診療所の助産師が救急車に同乗し、病院に搬送するケースが多いが、これらに対しては、診療報酬が無く、帰りの交通費も含めて、搬送元の医療機関の負担となっている。

## (本県の取組状況と課題)

### (1) 周産期遠隔診療への診療報酬の拡大

○滋賀県の分娩取扱い施設は年々減少し、南部に多く北部に少ない状況である。

	H29.8月	R元.6月	R2.6月	R3.7月	R4.8月	R5.11月	R6.7月
医療機関	36施設	32施設	30施設	28施設	27施設	25施設	24施設

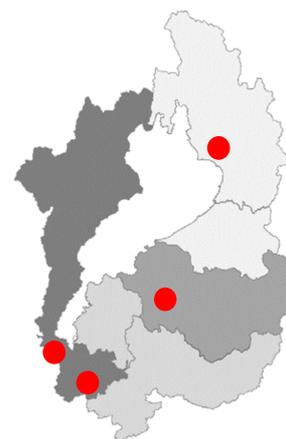
※7年間で12施設減少

○滋賀県は7つの二次保健医療圏のうち、病院が1機関以下かつ診療所が2機関以下の医療圏が3圏域という厳しい状況であり、範囲を広域にしての4周産期医療圏で対応している状況。

○年々診療所の数が少なくなっている中で、周産期医療体制を維持するための診療所の負担軽減にも寄与する周産期遠隔診療システムの重要性が高まっている。

○当該システムは、妊婦健診にも活用が可能で汎用性が高いため、モデル事業の成果を他の圏域にも拡大することが期待できる。

○この体制が広がることで、ハイリスク妊婦であっても、遠方に赴くことなく身近な地域の診療所で受診できる体制の構築につながることが期待できる。



● 周産期母子医療センター

### (2) 救急搬送にかかる診療報酬の拡大

○救急車での転院搬送にかかる国通知では、「要請元医療機関が、その管理と責任の下で搬送を行うため、原則として要請元医療機関の医師又は看護師が同乗すること。」とされている。

○滋賀県では、現在、妊婦の救急車による転院搬送は年間300件程度あり、外来受診から搬送につながるケースも少なくないが、搬送時に医師や助産師が同乗しなかったことで、母子の生命に危機を生じるおそれがあった事例も発生している。

○県としては安全な転院搬送のため、助産師の同乗を推進していきたいが、助産師については診療報酬の対象となっていないことから、各医療機関に依頼することが難しい状況にある。

担当：健康医療福祉部医療政策課医療整備係  
TEL 077-528-3625



## 障害者の地域生活支援のための基盤整備等の充実

- 重度障害や医療的ケアなど障害のある方が障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合う共生社会の実現を目指していく

【提案・要望先】厚生労働省・こども家庭庁

### 1. 提案・要望内容

#### (1) 障害福祉サービス事業所等施設整備の財源の確保

- 障害福祉計画による障害福祉サービス事業所等の整備を計画的かつ確実に実施するため、一定規模の予算の確保
- 防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策に基づく事業において、医療的ケア児を受け入れる障害児通所支援事業所も非常用自家発電設備の整備の対象となるよう補助要件の見直し

#### (2) 地域生活支援事業費補助金の財源の確保

- 障害の特性や地域の状況に応じて実施する地域生活支援事業を実施するための必要な財源の確保

#### (3) 共生社会の理念等を広く普及啓発するための事業の継続

- 各都道府県で共生社会の実現を目指した啓発事業の継続・充実

### 2. 提案・要望の理由

#### (1) 障害福祉サービス事業所等施設整備の財源の確保

- 県障害福祉計画における整備目標の達成や、重度障害のある方が利用する事業所等の整備を計画的に進めるためには、施設整備にかかる予算の確保が必要。
- こども家庭庁所管の次世代育成支援対策施設整備交付金は、防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策として、非常用自家発電設備整備補助が入所施設に限定されており、南海トラフ地震も想定した防災力の取組強化を図るため、見直しが必要。

#### (2) 地域生活支援事業費補助金の財源の確保

- 地域生活支援事業については、県と市町の国庫補助金の交付額が所要額の6割程度にとどまっており、安定的、継続的な事業実施のための十分な財源確保が必要。
- 特に市町からニーズの高い移動支援事業や日中一時支援事業について、柔軟かつ安定した仕組みへしていくための検討が必要。

#### (3) 共生社会の理念等を広く普及啓発するための事業の継続

- 平成28年に発生した「津久井やまゆり園」事件を踏まえ、全国で研修やフォーラムを開催してきたが、共生社会の理念を浸透させる取組は道半ば。障害福祉従事者等に加え、経済界などの広く社会への理念普及に力を入れていくことが必要。

## (本県の取組状況と課題)

### (1)障害福祉サービス事業所等施設整備の財源の確保

- 社会福祉施設整備費国庫補助金については、令和2年度までは高い内示率で採択いただいていたが、**令和3年度以降は施設整備補助に係る当初予算が大幅に減額しており、「滋賀県障害者プラン 2021」に基づく計画的な整備が困難な状況。**

◇国庫補助等の推移

(単位:億円)

	R2 当初	R2 補正	R3 当初	R3 補正	R4 当初	R4 補正	R5 当初	R5 補正	R6 当初	R6 補正	R7 当初
国予算額	174	82	<b>48</b>	85	<b>48</b>	99	<b>45</b>	101	<b>45</b>	108	50
採択/協議	11/11	6/6	<b>1/7</b>	3/3	<b>1/9</b>	1/6	<b>1/5</b>	2/3	<b>1/3</b>	3/3	—
内示率	100%	100%	14%	100%	22%	28%	44%	59%	44%	100%	—

約1/4

- **特に重度障害者が利用できるグループホームを求める要望が多くあり、それに応えるべく整備計画を立てようとする法人があるが、目処が立たない状況が続いているため、R8年度までの緊急的な措置として県独自のグループホーム整備に取り組んでいる。**
- 厚生労働省所管の防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策として、入所施設および通所事業所への非常用自家発電設備整備補助があり、**こども家庭庁に移管されるまでは放課後等デイサービス事業所も対象となっていたもの。**
- 本県では、令和7年度に医療的ケア児が通所する放課後等デイサービス等に対し、非常用発電装置等購入費にかかる財政的支援を実施し、災害時に必要となる電源確保に備えることにより、防災力の強化を図ることとしている。

### (2)地域生活支援事業費補助金の財源の確保

◇国庫補助実績(県事業・市町事業計)

(単位:千円)

	H30	R1	R2	R3	R4	R5
国庫所要額	1,159,235	1,204,387	1,241,613	1,256,081	1,280,411	1,296,576
国庫受入額	745,504	753,942	768,709	793,724	787,225	813,056
充足率	64.3%	62.6%	61.9%	63.2%	61.5%	62.7%

- **特に移動支援事業および日中一時支援事業は、市町の地域生活支援事業総事業費のおおよそ半分(R5実績)を占める事業であり、特に手厚い補助や個別給付化を求める声が市町からあがっている。**

### (3)共生社会の理念等を広く普及啓発するための事業の継続

- 厚生労働省の「共生社会に関する基本理念等普及啓発事業」により、全国各地で共生社会フォーラムを開催。(H30～R6年度にかけて全国30か所で開催・オンライン開催1回)
- 今後は、経済界への理念普及やリーダー養成に重点的に取り組む。
- 共生社会の理念浸透に向け、事業の継続・充実が必要。(24道県で実施)

担当：健康医療福祉部障害福祉課 企画指導係 社会活動係 共生推進・障害認定係  
TEL 077-528-3540



## 持続的な病院経営が可能な診療報酬改定

- 地域における中核的な病院として、一般の医療機関では対応が難しい政策医療や不採算医療に取り組む全国の自治体病院において、持続的な経営が可能となるよう診療報酬の改定を要望

【提案・要望先】厚生労働省

### 1. 提案・要望内容

#### 自治体病院の経営状況をふまえた診療報酬の改定

- 人件費や物価の増嵩が続き、極めて厳しい環境にある自治体病院の経営状況を踏まえて診療報酬を改定すること

### 2. 提案・要望の理由

- 公立病院の収入の多くは診療報酬により定められているため、近年増嵩が続く人件費、材料費および経費を患者の支払う医療費に転嫁することができないことから、非常に厳しい経営状況にある。
- 公立病院においては、診療報酬で賄いきれない部分を確保するための方策は限定的であり、医療サービスの提供に必要な現実の人件費等の上昇を踏まえた診療報酬への改定を求めるもの。

## (本県の取組状況と課題)

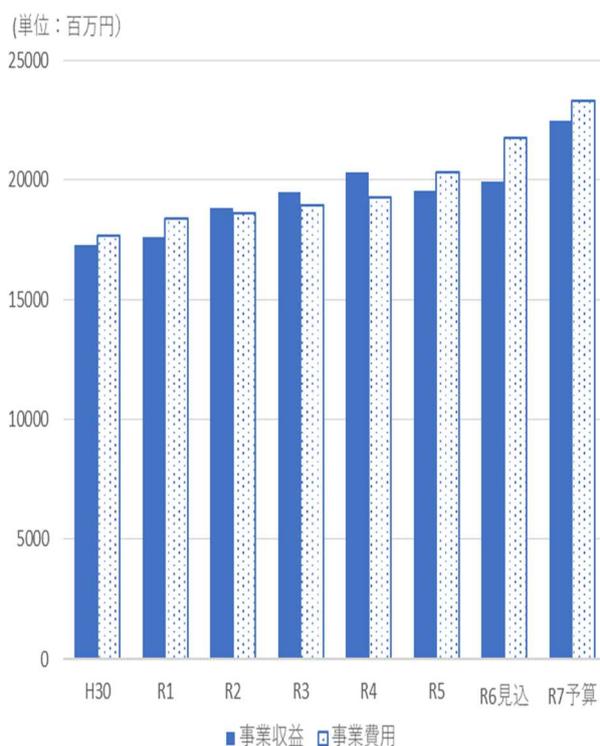
### (1)現状と課題

- コロナ禍を経て、落ち込んだ入院患者数については回復しつつあり、入院収益は増加しているものの、物価高や賃上げの影響等により、現在もなお極めて厳しい経営環境にあり、もはや経営努力のみでは対応することが困難な状況にある。
- 資金残高は、令和6年度末において22億円程度、令和7年度末には7億円程度となる見込みであり、経営状況が落ち込んだ場合には、これまで利用したことのない一時借入金による資金調達も必要となる。
- さらに、万が一に備えて、国が令和7年度に新たに創設した病院事業債（経営改革推進事業債）の活用が必要となることもあり、準備を進める必要がある。
- 主な指標の推移（旧総合病院）

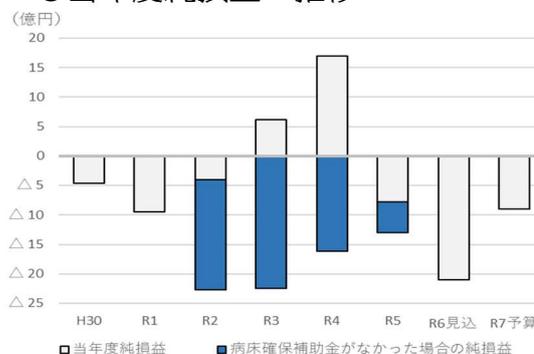
	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6見込	R7予算
入院患者数(人)	159,074	157,015	138,286	134,125	132,888	138,575	143,521	162,156
新規入院患者数(人)	9,994	9,986	8,605	9,928	10,135	10,516	11,577	13,740
病床稼働率(%)	81.5	80.2	70.8	68.7	68.1	70.8	73.5	83.0
平均在院日数(日)	14.5	14.5	14.5	12.8	11.7	11.9	11.4	10.8
外来患者数(人)	201,541	201,475	183,801	195,704	201,046	202,281	210,350	217,796

### (2)経営状況

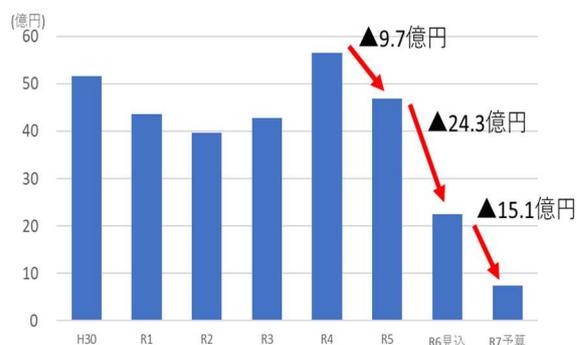
#### ○事業収益と事業費用の推移



#### ○当年度純損益の推移



#### ○資金残高



担当：病院事業庁経営管理課経営改革推進室  
TEL 077-582-5852